

京都市告示第472号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年3月25日

京都市長 門川大作

道路の種類            市道  
供用開始の期日        告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
久世橋通	南区東九条南石田町105番地の3地先 から	旧	メートル 31.90	メートル 21.35 ~ 23.05
	同区上鳥羽勸進橋町30番地の5地先 まで	新	39.50	22.20 ~ 52.90

(建設局土木管理部道路明示課)